

## 【定額積立定期預金規定（貯めほうだい）】

### 1.（定義）

定額積立定期預金（以下「この預金」といいます。）とは、この預金口座に第3条（口座振替による預入れ）に定める方法により積立金を受入れ、また、この預金口座に受入れられた各積立金（以下「個別預金」といいます。）を第5条（自動受取）に定める方法により満期日に自動的にとりまとめて合算し、あらかじめ指定の積立受取口座（普通預金、貯蓄預金または総合口座定期預金）に預替えるものです。

### 2.（預金の預入れ等）

この預金の預入れは、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により預入れることができます。

- (1) 毎月および増額月に定額積立の方法により預入れる場合は、1回あたり5千円以上1千円単位とします。
- (2) 現金、小切手その他の証券類により預入れる場合は、必ず通帳をお持ちください。
- (3) 当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

### 3.（口座振替による預入れ）

- (1) 振替指定口座、振替日、積立金額、振替方法等は、別に提出された定額積立定期預金自動振替届に記載のとおりとします。
- (2) 振替日には振替指定口座から積立金額を自動的に引落とし、この口座へ入金します。ただし、毎月と増額月が重なる場合には、それぞれの積立金額を引落とします。この場合、預金規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (3) 振替日当日が休業日の場合は翌営業日に振替ます。
- (4) 振替日に次のいずれかに該当するときは通知することなくその月の振替を行いません。
  - ①振替指定口座の残高が積立金額に満たない場合
  - ②振替指定口座が総合口座で引落とし後のお預り残高が零未満になる場合
- (5) 振替指定口座、振替日等を変更する場合は、あらかじめ書面によって当店に届出てください。特に届出のないかぎり同一条件で取扱います。
- (6) 振替指定口座が解約された場合には、前記第2項から第4項の規定は終了したのものとして取扱います。

### 4.（新規受入れの個別預金の満期日）

新たに預入れられる個別預金は、通帳記載の満期日を満期日とします。

### 5.（自動受取）

この預金の個別預金は、すべてその満期日にその元利金を自動的にとりまとめ、そのとりまとめた元利合計額全額を、積立受取口座に自動的に入金します。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

なお、積立受取口座を定期預金に指定された場合で元利金合計額が1千万円以上の場合、および元利金合計額が1万円未満の場合は次の第1項・第2項により取扱います。

- (1) とりまとめ元利金合計額が1千万円以上の場合は、定期預金に入金致しませんので、第7条（預金の解約、書替継続）に定める方法により手続をしてください。
- (2) 満期日におけるとりまとめ元利金合計額が1万円未満の場合は積立受取科目にかかわらず総合口座普通預金に入金します。

### 6.（利息）

- (1) この預金の利息は個別預金ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。ただし、預入日から満期日までの期間が3年以上の場合には、6か月複利の方法で計算します。利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる個別預金についてはその預入日から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を第7条（預金の解約、書替継続）第1項により当金庫がお客様からの満期日前の解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場

合、および「定期預金等・通知預金共通規定」第7条（解約等）第1項から第8項の規定により解約する場合には、その利息は、個別預金ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。なお、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、預入日から満期日までの期間が3年以上の場合には、6か月複利の方法で計算します。なお、次の「6か月以上の預入期間に応じた利率」（イ）が、「預入日から解約日の前日までの期間に応じた預入日の店頭表示利率」（ロ）を上回るときは、（ロ）の利率を適用します。また、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、変更する日以後最初の預入日からとします。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の1年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 上記（1）の適用利率×50% |
- ② 預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- |               |                |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満   | 上記（1）の適用利率×50% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 上記（1）の適用利率×70% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 上記（1）の適用利率×70% |
- ③ 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- |               |                |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満   | 上記（1）の適用利率×50% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 上記（1）の適用利率×70% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 上記（1）の適用利率×70% |
| E 2年以上3年未満    | 上記（1）の適用利率×70% |
- ④ 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- |               |                |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満   | 上記（1）の適用利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 上記（1）の適用利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 上記（1）の適用利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 上記（1）の適用利率×70% |
| F 2年6か月以上4年未満 | 上記（1）の適用利率×90% |
- ⑤ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- |               |                |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満   | 上記（1）の適用利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 上記（1）の適用利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 上記（1）の適用利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 上記（1）の適用利率×70% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 上記（1）の適用利率×80% |
| G 3年以上5年未満    | 上記（1）の適用利率×90% |
- ⑥ 預入日の5年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の場合
- |               |                |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満   | 上記（1）の適用利率×30% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 上記（1）の適用利率×40% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 上記（1）の適用利率×50% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 上記（1）の適用利率×60% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 上記（1）の適用利率×70% |
| G 3年以上4年未満    | 上記（1）の適用利率×80% |
| H 4年以上        | 上記（1）の適用利率×90% |

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 7.（預金の解約、書替継続）

- （1）この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- （2）この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章

により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

**8. (通帳の効力)**

満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳は無効となります。

**9. (担保の取扱い)**

- (1) この預金は、定期性総合口座の担保として利用することができます。
- (2) この預金は、融資の担保として利用することはできません。

**10. (定期預金等・通知預金共通規定の適用)**

この預金には、本規定の他「定期預金等・通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上